様式第12号（第17条関係）

(表)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  | | |
|  |  | 税外収入徴収職員証 | | |
|  | 所属 | 課 | | |
|  | 氏名 |  | | |
|  |  |  | 年　　月　　日交付 |  |
|  |  |  | 土佐清水市長 |  |

(裏)

|  |
| --- |
|  |
| 1　本証は、税外収入に関する調査のための質問及び検査並びに滞納処分、強制執行等を行う税外収入徴収職員の証である。  2　本証は、関係者の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。  3　本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。  4　税外収入徴収職員の資格を喪失した場合は、直ちに返納しなければならない。 |